

5a

工事現場に配置する技術者とは: 主任と監理

マンション大規模修繕を含め、建設工事の適正な施工を確保するためには、施工を行っている工事現場に、工事内容に合致した所定の資格・経験を有する技術者を配置し、施工状況の管理・監督をすることが必要となります。



主任技術者



監理技術者

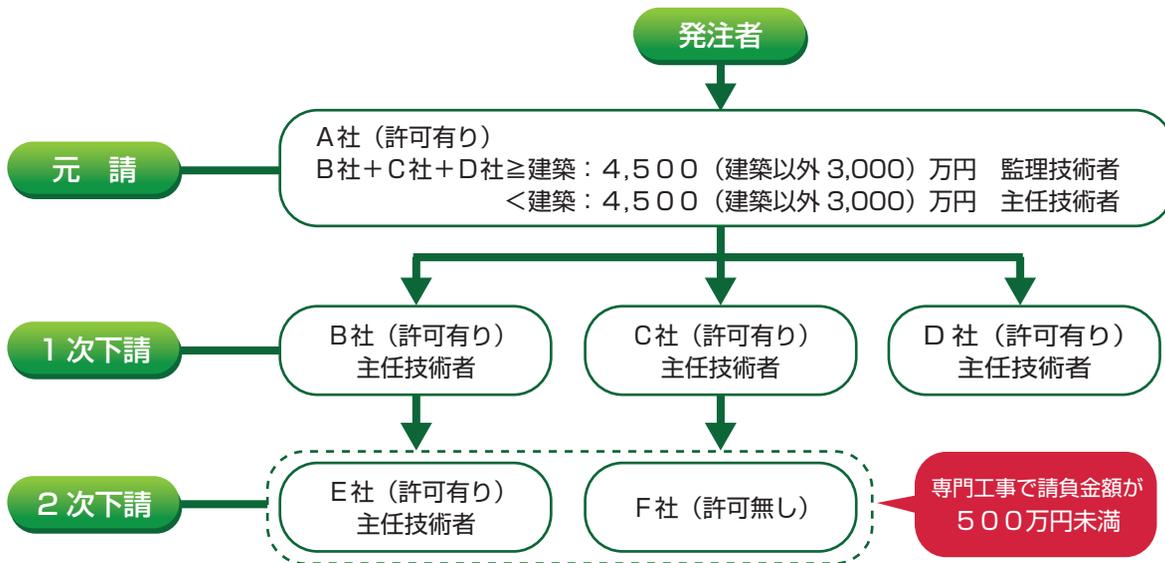
主任技術者

建設業者は、請け負った建設工事を施工する場合には、請負金額の大小（※）、元請・下請に関わらず、必ず工事現場に施工の技術上の管理をつかさどる主任技術者を配置します。

監理技術者

発注者から直接工事を請け負った元請が、建築一式工事の場合は総額 4,500 万円（それ以外の工事の場合は総額 3,000 万円）以上を下請と契約して工事を施工する特定建設業者は、主任技術者に代えて監理技術者を工事現場に配置します。

現場技術者の配置例



※軽微な建設工事と主任技術者

例えば建築一式工事では請負金額が 1,500 万円未満の工事など、また、それ以外の工事の場合では請負金額が 500 万円未満の工事の場合であっても、建設業者であれば主任技術者の配置が必要となります。

5b

工事現場に配置する技術者とは：主任と監理

主任技術者から監理技術者への変更

当初は主任技術者を設置した工事で、大幅な工事内容の変更等により、工事途中で下請契約の請負金額合計が建築工事一式の場合は 4,500 万円（それ以外の工事の場合は 3,000 万円）以上となった場合は、発注者から直接工事を請け負った特定建設業者は、主任技術者に代えて所定の資格を有する監理技術者を配置しなければなりません。

ただし、工事施工当初においてこのような変更があらかじめ予想される場合には、当初から監理技術者になり得る資格を持つ技術者を配置しなければなりません。



技術者の資格一覧表

許可を受けている業種		指定建設業 (7 業種) 建築一式、土木一式、管工事、鋼構造物、ほ装、電気、造園				その他 (左以外の 21 業種) 大工、左官、とび・土工・コンクリート、石、屋根、タイル・れんが・ブロック、鉄筋、しゅんせつ、板金、ガラス、塗装、防水、内装仕上、機械器具設置、熱絶縁、電気通信、さく井、建具、水道施設、消防施設、清掃施設				
許可の種類		特定建設業		一般建設業		特定建設業		一般建設業		
元請工事における下請金額合計	建築一式工事の場合	4,500 万円以上	4,500 万円未満	4,500 万円以上は契約できない		3,000 万円以上	3,000 万円未満	3,000 万円以上は契約できない		
	上記を除く工事の場合	3,000 万円以上	3,000 万円未満	3,000 万円以上は契約できない						
工事現場の技術者制度	工事現場に置くべき技術者	監理技術者		主任技術者		監理技術者		主任技術者		
	技術者の資格要件	一級国家資格者 国土交通大臣特別認定者		一級国家資格者 二級国家資格者 実務経験者		一級国家資格者 指導監督的な実務経験者		一級国家資格者 二級国家資格者 実務経験者		
	技術者の現場専任	建築一式工事の場合	公共性のある施設もしくは工作物または多数の者が利用する施設もしくは工作物に関する重要な建設工事であって (※) 請負金額が 5,000 万円以上となる場合							
		上記を除く工事の場合	公共性のある施設もしくは工作物または多数の者が利用する施設もしくは工作物に関する重要な建設工事であって (※) 請負金額が 2,500 万円以上となる場合							
監理技術者資格者証の必要性	公共工事、監理技術者の専任を要する民間工事のときに必要		必要ない		公共工事、監理技術者の専任を要する民間工事のときに必要		必要ない			

※「7. 工事現場への専任とは」参照

工事現場に配置する技術者とは： 専門技術者

専門技術者

【建築一式工事または土木一式工事の場合】（元請）

建築工事業や土木工事業を営む一式工事業者が、建築一式工事または土木一式工事を施工する場合において、これらの一式工事の内容である他の専門工事を自ら施工しようとする場合は、当該工事に関し主任技術者の資格を有する者（専門技術者）を工事現場に置かなければなりません。

なお、資格の要件が備わっていれば監理技術者（主任技術者）と専門技術者を兼務することができます。

〈事例〉建築一式工事で工事を受注し、内装工事を自ら施工する場合

例 1

1 級建築施工管理技士の資格を有する A 氏が監理技術者の場合

監理技術者：A 氏（建築一式）

専門技術者：A 氏（内装工事）

注）1 級建築施工管理技士の資格を有すれば内装工事の主任技術者にも従事できることから A 氏は専門技術者として兼務が可能となります。

例 2

2 級建築施工管理技士（建築）の資格を有する B 氏が主任技術者の場合

主任技術者：B 氏（建築一式）

専門技術者：C 氏（内装工事の主任技術者にも従事できる者）

注）2 級建築施工管理技士（建築）の資格をもって内装工事の主任技術者として従事できないことから、内装工事の主任技術者として従事できる C 氏を専門技術者として置きます。

【一式工事以外の専門工事の場合】（元請および下請）

許可を受けた建設業に係る建設工事に附帯する他の工事を許可の有無とは無関係に自ら施工しようとする場合は、当該工事に関し主任技術者の資格を有するもの（専門技術者）を工事現場に置かなければなりません。

なお、資格の要件が備わっていれば監理技術者（主任技術者）と専門技術者を兼務することができます。

〈事例〉マンション外壁塗装工事（塗装工事業）を受注し、足場設置も自ら施工する場合

例 1

1 級建築施工管理技士の資格を有する A 氏が主任技術者の場合

主任技術者：A 氏（塗装工事）

専門技術者：A 氏（とび・土工・コンクリート工事）

注）1 級建築施工管理技士の資格を有すれば、とび・土工・コンクリート工事の主任技術者にも従事できることから A 氏は専門技術者として兼務が可能となります。

例 2

2 級建築施工管理技士（仕上げ）の資格を有する D 氏が主任技術者の場合

主任技術者：D 氏（塗装工事）

専門技術者：E 氏（とび・土工・コンクリート工事）

注）2 級建築施工管理技士（仕上げ）の資格をもって、とび・土工・コンクリート工事の主任技術者として従事できないことから、とび・土工・コンクリート工事の主任技術者として従事できる E 氏を専門技術者として置きます。

以上のように、一式工事の場合は一式工事の内容である他の専門工事を、専門工事の場合は当該工事に附帯する他の工事を、それぞれに自ら施工するときは専門技術者を置かなければなりません。

また、自ら施工をしないのであれば、それぞれの専門工事に係る建設業の許可を受けた建設業者に当該工事を施工させなければなりません。